

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4SNE1SA01640		4SPT1A10018 0001				WS-Z260006		
品名 または 件名								
警備システム修理								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
鳥栖燃料支処				鳥栖分屯地				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
鳥栖分屯地				令和7年3月31日 (月)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年10月2日（水）10時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年10月9日（水）09時00分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年10月1日（火）12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ7.0インチ以上）の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第2契約班 担当 足達 （内線2318）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		調達要求番号	4SPT1A10018
警備システム修理		仕様書番号	WS-Z260006
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 6 年 8 月 2 3 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	九 補給処鳥栖燃料支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、九州補給処鳥栖燃料支処（以下，“支処”という。）において使用する警備システム修理について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z50002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z50002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 整備実施場所

陸上自衛隊九州補給処鳥栖燃料支処^{a)}とする。

注^{a)} 〒841-0072

佐賀県鳥栖市村田町1089-1

2.2 整備内容

品 名	単位	型 番	数量	備 考
屋外AHDコンビネーションカメラ	台	TC-R3150	13	交換
屋外カメラ壁取付金具	台	YG-U0570	13	交換
屋外カメラポール取付金具	台	YG-U0550	13	交換
ポール取付バンド	台	YG-U0390	13	交換
AHD-NTSC変換器	台	YF-S0370	13	交換
ACアダプタ	台	SPU15-102	13	交換
光伝送送信機	台	VF-01YB-CTS-R1	13	カメラ露出タイプ交換
光伝送受信機	台	VF-01YB-MRS-05V	13	警衛所スロットタイプ交換
3Uサブラック	台	SR-3R1-VS-A	1	100Vタイプ交換
配線・光ケーブル	m	SM8 芯テープ芯	1200	

品 名	単位	型 番	数量	備 考
配線・光ケーブル	m	SM24 芯テープ芯	800	
配線・光ケーブル	m	SM60 芯テープ芯	700	
雑材料・波付硬質合成樹脂管	m	FEP30 亜鉛メッキ	100	
雑材料・厚鋼電線管	本	G36 3.66m	30	
BOX・カメラ盤内資材	個	避雷器・光接続箱・ブレーカ DIN レール・コンセント含む	11	交換
設定調整	式		1	カメラ調整
試験調整	式		1	総合試験調整

2.3 整備作業の中止

整備作業の中止については、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 納入書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き表1による。

表1－提出書類

項目		提出時期	提出先
施行写真	着工前	整備完了後速やかに	契約担当官等
	各工程		
	完了時		

4.2 機材・機器・消耗品

- 整備に必要な機材、機器及び消耗品（電気及び水を含む）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。
- 交換した器材（野外カメラ）については、官側の指定した場所へ集積する。

4.3 保全

保全は、次による。

- 九州補給処鳥栖燃料支処の立ち入りに際しては、所定の立入り手続きを行うものとする。
- 支処の中での行動（入出門手続き、火気取り扱い、作業用通行路など）は、支処の規則及び支処関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず作業地域外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。

- c) 契約の相手方は、契約の履行にあたり、直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、官側の施設内において無許可の撮影をしてはならない。

4.4 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとし、必要によって契約担当官の指示を受けるものとする。

4.5 その他

その他は次による。

- a) この整備に際し、分駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び分屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- b) 作業の実施日は、契約担当官等との調整によるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。